令和８年度　クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金　申請要領

1　制度の目的

本補助金は、太陽光発電システム、蓄電システム、V2H 充放電システム及び電気自動車等（電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車）の普及を支援することにより、県内における住宅のエネルギー自立化及び屋根ソーラーと電気自動車等の組み合わせによる活用の促進を目的としています。

2　補助対象者

補助金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

(1) 長野県内に居住する者

(2) 県税の滞納がない者

(3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3　補助対象経費・補助額

補助対象経費は、自己の居住する既存住宅※1において、信州の屋根ソーラー認定事業者※2との販売の契約により行う太陽光発電設備等の新規設置（増設、更新は除く。）又は設置された太陽光発電システムにより発電した電気を使用する電気自動車等の新規導入に必要な経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）で、補助額、要件等は下表のとおりです。

※1　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する新築住宅に該当しない住宅

※2　信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第 5 条第 1 項による認定を受けた事業者

【認定事業者一覧の掲載先（県ホームページ）】
https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar_nintei.html

設置する設備	補助額※（上限）	要件など
太陽光発電システム＋蓄電システム	20 万円	・蓄電システム及び V2H 充放電システムは、同時に設置する太陽光発電システムと組み合わせて使用するものであること ・太陽光発電システムは、原則として太陽電池モジュールを住宅の屋根上に設置するものであること（やむを得ない理由により屋根上に設置できない場合を除く） ・発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するものであること
太陽光発電システム＋V2H 充放電システム	25 万円	
太陽光発電システム＋蓄電システム＋V2H 充放電システム	40 万円	

蓄電システムのみ	15 万円	・既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するものであること
V2H 充放電システムのみ	20 万円	
蓄電システム ＋V2H 充放電システム	35 万円	
太陽光発電システム ＋電気自動車等	30 万円	・太陽光発電システムは、原則として太陽電池モジュールを住宅の屋根上に設置するものであること（やむを得ない理由により屋根上に設置できない場合を除く） ・電気自動車等は、太陽光発電システムにより発電された電気を使用するものであること
電気自動車等	25 万円	・既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するものであること ・電気自動車等は、太陽光発電システムにより発電された電気を使用するものであること

＜仕様上の要件＞

太陽光発電システム	(1) 定格出力が 10 キロワット未満のもの (2) 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
蓄電池システム	(1) 蓄電容量が 4 キロワット時以上であるもの (2) 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの
V2H 充放電システム	国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象設備として登録のあるもの
電気自動車等	(1)「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象車両のうち、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の区分に該当する車両であること（燃料電池自動車、超小型モビリティ、ミニカー及び側車付二輪自動車・原動機付自転車の区分に該当する車両は除く） (2) 交付申請及び実績報告を行う日の属する年度において、第 4 条の事業により初度登録（検査）された車両であること (3) 自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項）の使用者が申請者であり、使用の本拠の位置が申請者の住所と同じであること (4) 自動車車検証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること (5) 電気自動車等からの買い替え等でなく、使用の本拠の位置に他の電気自動車等がないこと (6) リース契約の場合は、リース契約の期間が、処分制限期間（4 年）よりも長いこと
共　通	(1) 法令、条例等に適合しているもの (2) 未使用品であるもの

4　申請・報告等の手続

(1)　紙による申請

申請書類等は、居住地を管轄する地域振興局の担当課へ、郵送又は持参により２部を提出してください。（６ページに地域振興局の住所等を掲載しています。）

紛失等を防ぐため、封筒には「クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金申請書類　在中」と記入してください。

提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを保管してください。

(2)　ながの電子申請サービスを利用したオンラインによる申請

申請書類等は、「ながの電子申請サービス」（以下のリンク）から提出してください。

作成した書類をあらかじめデータ化する必要があります。提出可能なデータ形式は、PDF のみです。

データ化した書類の再提出をお願いする場合がありますので、提出書類は審査が完了するまで必ず手元に保管したままにしてください。

＜ながの電子申請サービス（オンライン申請）＞

①交付申請兼実績報告兼補助金交付請求書（様式第１号）※太陽光発電設備等用
（URL）https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70796
②交付申請兼実績報告兼補助金交付請求書（様式第１号の２）※電気自動車等用
（URL）https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70810
③事業期間延長承認申請
（URL）https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70798
④財産処分承認申請
（URL）https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70799
⑤その他提出用
（URL）https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70803

(3)申請の流れ

事業着手 → 事業完了	→ 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書	→ 交付決定兼額の確定通知	→ 補助金交付
補助対象	申請期限		
令和8年4月1日以降に着手し、原則として令和9年2月 26 日までに完了する事業	事業完了日から30 日以内または令和 9 年3月12日のいずれか早い日まで	申請提出後、約1か月以内に送付します。 補助金の要件を満たさない場合は不交付決定通知を送付します。	通知から約1か月以内に交付します。

（参考）申請期限の考え方
例①：事業完了日が令和７年５月１日の場合
　　５月１日を１日目として数えて、30 日目の５月 30 日が申請期限となります。
例②：事業完了日が令和９年２月 20 日の場合

令和９年３月 12 日が申請期限となります。

(4)提出必要書類

手続の種類	手続を行うとき	提出書類	備　考
①交付申請兼実績報告兼補助金交付請求（様式第１号）	補助事業が完了したとき	**【太陽光パネル、蓄電池、V2H の導入】** **交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第１号）** 【添付書類】 (1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第４条第１項第１号事業（太陽光発電設備等）用） (2) 補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等） (3) 補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。 (5) 事業の着手日が確認できる書類（契約書等） (6) 県税の納税証明書（未納のない証明） (7) 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの） (8) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB 版に限る）の診断結果 (9) チェックリスト（第４条第１項第１号事業（太陽光発電設備等）用）	【提出期限】 補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和９年３月 12 日のいずれか早い日 県税の納税証明書及び住民票の写しは証明日が申請日以前３か月以内のものであること
②交付申請兼実績報告兼補助金交付請求（様式第１号の２）		**【電気自動車等（及び太陽光パネル）の導入】** **交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第１号の２）** 【添付書類】 (1) 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用） (2) 補助対象電気自動車等の販売契約書又はリース契約書の写し (3) 補助対象電気自動車等の導入に要した費用とその内訳が分かる書類（車両本体の価格がわかる請求書又は領収書等） ※割賦販売契約又はリース契約の場合は補助対象電気自動車等にかかる販売契約書又はリース契約書の写し（車両	【提出期限】 補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和９年３月 12 日のいずれか早い日 県税の納税証明書及び住民票の写しは証明日が申請日以前３か月以内のものであること

		の本体にかかる金額など契約金額の内訳がわかる書類を含む） (4) 補助対象電気自動車等の導入後の状況及び当該電気自動車等が太陽光発電システムにより発電された電気を使用することができることを確認できる写真等（申請者の居住する既存住宅に設置された太陽光発電システム、電気自動車等用の充電設備及び電気自動車等の写真等） (5) 補助対象電気自動車等の自動車検査証（※電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項を含む）の写し (6) 補助対象電気自動車等の引渡日を確認できる書類の写し（納品書等） (7) 県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前３箇月以内のもの） (8) 住民票の写し（発行日が申請日以前３箇月以内でマイナンバーの記載のないもの） (9) 環境省の実施する「うちエコ診断」（WEB 版に限る）の診断結果 (10) チェックリスト（第４条第１項第２号事業（電気自動車等）用） (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 **【第４条第１項第２号アの事業の場合は以下の書類も提出すること】** (12) 太陽光発電システムの設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等） (13) 太陽光発電システムの設置後の状況が確認できる写真 (14) 太陽光発電システムが未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行に期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した認定事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し、保証申込書と併せて添付することにより、これに代えることができる。 (15) 太陽光発電システムにかかる販売契約書	
③事業期間延長承認申請	事業が２月末日までに完了しないとき	**事業期間延長承認申請書（様式第２号）** （ご注意） 自然災害や、半導体部品の不足による大幅な納期遅延など、真にやむを得ない理由がある場合でなければ事業期間の延長はできません。 事業期間が２年度にわたる申請を行う場合、事業期間延長承認をもって 2 年度目	【提出期限】 令和９年２月２６日

		の補助金の交付が約束されるものではありません。	
④財産処分承認申請	補助金を受けて設置した設備を処分しようとするとき	**財産処分承認申請書（様式第３号）**	耐用年数経過前に対象設備を譲渡、廃棄等する場合に申請が必要

5　留意事項

○補助対象について

・太陽光発電システム単体の設置は、補助対象となりません。

・電気自動車等を導入する場合は、太陽光発電システムのほか充電器の設置が必要（前提）となります。

○交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第１号）に添付する写真について

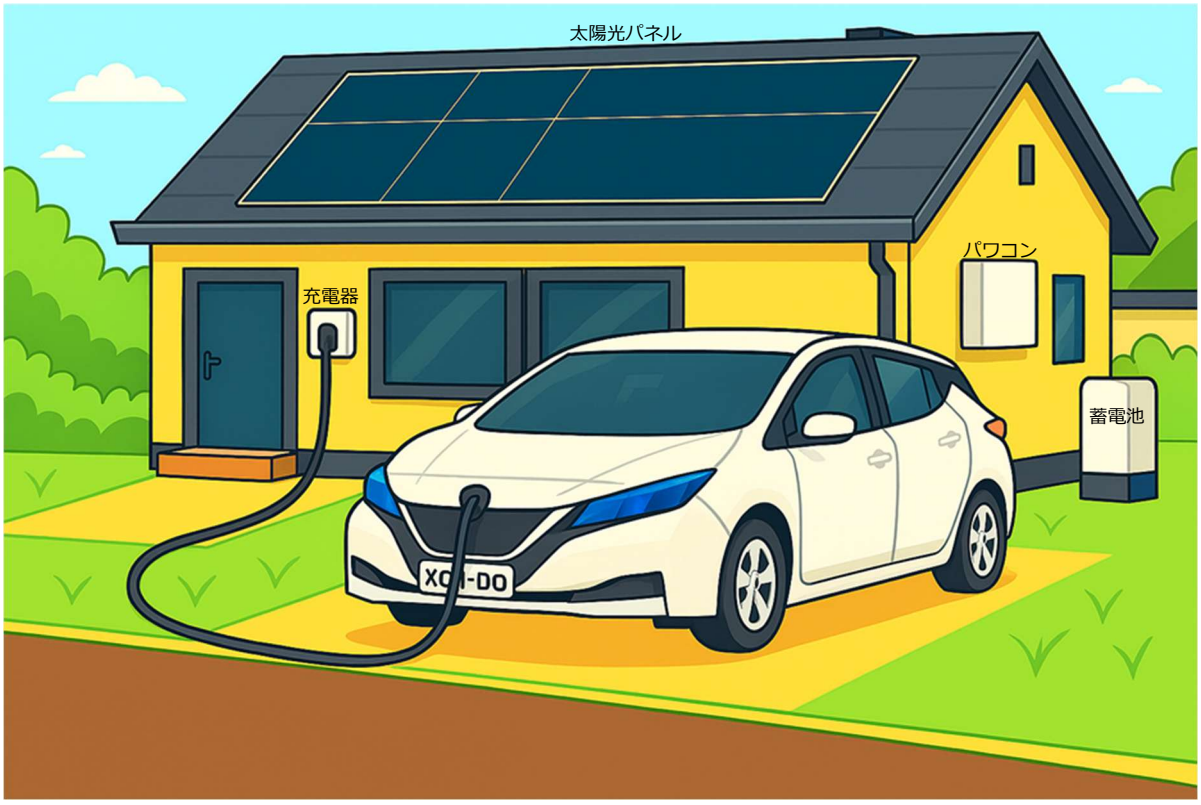
交付申請及び実績報告の際に添付していただく写真は、以下を参考に、補助対象設備の設置後の状況が確認できるように撮影してください。

太陽光発電システムと蓄電システム、V2H 充放電システムの同時設置	蓄電システム又は V2H 充放電システムの設置
・屋根上に太陽光発電システムを設置した後の写真※屋根上の全面を撮影すること ・蓄電システム又は V2H 充放電システムを設置した後の写真 ・蓄電システム又は V2H 充放電システムの品番が確認できる写真	・屋根上に太陽光発電システムが載っていることが確認できる写真 ・蓄電システム又は V2H 充放電システムを設置した後の写真 ・蓄電システム又は V2H 充放電システムの品番が確認できる写真

○交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第１号の２）に添付する写真について

太陽光発電システムと電気自動車等の設置	電気自動車等の設置
・屋根上に太陽光発電システムを設置した後の写真※屋根上の全面を撮影すること ・対象住宅の住所地に電気自動車等を駐車している写真（ナンバープレートが見えること） ・充電器（V2H 含む）を設置した後の写真 ・充電器（V2H 含む）の品番が確認できる写真 ・電気自動車等に充電器が接続できることが確認できる写真	・屋根上に太陽光発電システムが載っていることが確認できる写真 ・対象住宅の住所地に電気自動車等を駐車している写真（ナンバープレートが見えること） ・充電器（V2H 含む）を設置した後の写真 ・充電器（V2H 含む）の品番が確認できる写真 ・電気自動車等に充電器が接続できることが確認できる写真

【補助対象設備の設置状況のイメージ図】



＜確認のポイント＞

【太陽光発電システム】

- 申請者の住宅の屋根の上に設置されているか
- 定格出力に見合う枚数の設置がされているか
- 新規設置（補助対象）の場合は、屋根上の全体を確認できるか
- パワーコンディショナが設置されているか。また銘板などで型番その他情報を確認できるか
- やむを得ず住宅以外に設置されている場合は、住宅に電気を供給する仕組みになっているか（電線が住宅に繋がっているか）

【V2H（又は普通充電器）】

- 太陽光発電システムが設置されている申請者の住宅に設置されているか
- 銘板などで、型番その他の情報が確認できるか

【蓄電システム】

- 太陽光発電システムが設置されている申請者の住宅に設置されているか
- 銘板などで、型番その他の情報が確認できるか

【電気自動車等】

- 太陽光発電システムが設置されている申請者の住宅に駐車できるか
- ナンバープレートは確認できるか
- 申請者の住宅から電気を供給できるか（充電できる位置に V2H 又は普通充電器が設置されているか）

○その他

・必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。

・補助金対象設備の導入に当たり、この補助金以外の補助金等の交付を受ける（予定も含む）場合、これらの合計額が、補助対象設備の導入に必要な経費の額を超えることはできませんので注意してください（必要に応じて国・市町村等の補助金の申請状況を調査する場合があります。）。

・申請等に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Ｑ＆Ａを十分に確認してください。

6　地域振興局担当課（書類の提出先）

住宅の所在する地域	地域振興局・課	書類の提出先	問い合わせ先
小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1	0267(63)3230
上田市、東御市、 小県郡	上田地域振興局 環境課	〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	0268(25)7134
岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡	諏訪地域振興局 環境課	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10	0266(57)2952
伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡	上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒396-8666 伊那市荒井 3497	0265(76)6817
飯田市、下伊那郡	南信州地域振興局 環境課	〒395-0034 飯田市追手町 2-678	0265(53)0434
木曽郡	木曽地域振興局 総務管理・環境課	〒397-8550 木曽郡木曽町福島 2757-1	0264(25)2234
松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡	松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒390-0852 松本市大字島立 1020	0263(40)1941
大町市、北安曇郡	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	〒398-8602 大町市大字大町 1058-2	0261(23)6563
長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡	長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	026(234)9590
中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	北信地域振興局 環境課	〒383-8515 中野市大字壁田 955	0269(23)0202